

気象警報発令時の登校について

- 1 午前7時現在の気象情報で、播磨町、稲美町、加古川市、高砂市、明石市のうち一つでも、暴風・大雪・暴風雪警報または警戒レベル3以上の河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮（以下、「気象警報」という。）のいずれかが発表中の場合、自宅待機し、午前10時現在の気象情報を待つ。

前記地域以外から登校する生徒については、居住地域及び通学経路に気象警報が発表されている時も、自宅待機とする。その際、授業の欠席については、公認欠席扱いとする。定期考査期間中及び午前中授業の時にあっては、その時点で臨時休業とする。

- 2 午前10時現在の気象情報で、上記警報のいずれかが発表継続中の場合は、その時点で臨時休業とする。

※ 警戒レベル4以上の河川氾濫・大雨・土砂災害のいずれかが発表中の場合、午前中10時の気象情報に関わらず、その時点で臨時休業とする。